

# 第42回

## 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル東京  
本館中2階「光の間」

### ■決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の  
取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選  
任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に  
関する対応方針（買収への対応  
方針）の継続の件

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

### 目次

第42回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	30



株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## レック株式会社

証券コード 7874



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/7874/>



株 主 各 位

(証券コード：7874)  
2024年6月5日  
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

東京都中央区京橋二丁目1番3号

**レック株式会社**

代表取締役社長 永 守 貴 樹

## 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.lecinc.co.jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

下記ウェブサイトアクセスし、銘柄名（レック）又は証券コード（7874）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



電磁的方法又は書面による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3～4ページに記載のご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午前10時(受付開始時刻 午前9時)

2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル東京 本館中2階「光の間」

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第42期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
2. 第42期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



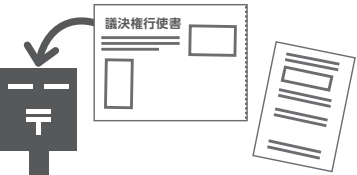
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「企業集団の現況に関する事項」「社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社への支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

## I. 議決権の行使方法について

<p><b>1</b> 株主総会へ出席する場合</p>  <p>議決権行使書用紙を会場受付へ提出</p> <p>株主総会開催日時 2024年6月26日(水) 午前10時</p>	<p><b>2</b> インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたはスマートフォン)</p>  <p>議決権行使サイト <a href="https://evote.tr.mufig.jp/">https://evote.tr.mufig.jp/</a> にて各議案の賛否を入力 【詳細は次ページをご参照ください】</p> <p>行使期限 2024年6月25日(火) 午後6時まで</p>	<p><b>3</b> 議決権行使書を郵送する場合</p>  <p>各議案の賛否を表示のうえ投函※</p> <p>行使期限 2024年6月25日(火) 午後6時到着</p>
---	--	--

※議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## II. 重複して行使された議決権の取扱いについて

1. 電磁的方法(インターネット等)又は議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただくことにより実施可能です。ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



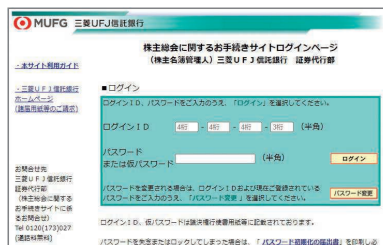
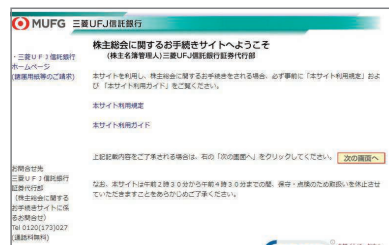
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



### 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 「次の画面へ」をクリック

### ログインする

- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

- 3 「ログイン」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

- インターネットによる議決権の行使についてのお問合せは、以下までお願い申し上げます。  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話：0120-173-027(通話料無料)  
受付時間 9:00~21:00

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限がなくなり経済社会活動の正常化が進んだこと等から、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、ウクライナ侵攻の長期化や中東地域をめぐる情勢の悪化、原燃料価格の高止まりや世界的なインフレ圧力下での金融引締め等に伴う円安の進行等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当グループの属する日用品業界におきましては、賃金は上昇しているものの諸物価の上昇等により実質賃金が引続きマイナスとなっていること等から、依然として消費者の節約志向は継続しており、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、当グループでは、消費者の趣味嗜好に沿った各種キャラクター製品の開発や消費者の節約志向に応える製品の安定供給等に注力するとともに、新製品発表会をはじめとする販促イベントの開催等により業容の拡大を図ってまいりました。また、円安や原材料高騰により調達コストが高止まりしていること、運送費をはじめとする国内諸経費も徐々に上昇していることから、製品のリニューアルや業務工程の見直し等による生産性の向上に注力し、コスト削減に全社一丸となり努力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、新製品の売上が伸長したこと等から607億83百万円(前年同期比9.6%増)となりました。利益につきましては、原材料・輸入諸経費をはじめとする諸コストは上昇しておりますが、増収効果やコストダウン等により営業利益は16億28百万円(前年同期比78.7%増)、経常利益は16億87百万円(前年同期比55.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億96百万円(前年同期比15.5%減)となりました。

なお、事業の品目別の売上高の状況は、次のとおりであります。

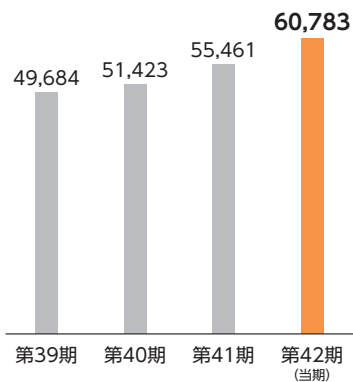
品 目	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
	百万円	百万円	%
家庭用日用雑貨品	24,349	25,247	+3.7
清掃・衛生用消耗品	21,494	24,425	+13.6
その他	9,618	11,111	+15.5
合 計	55,461	60,783	+9.6

## ② 財産及び損益の状況の推移

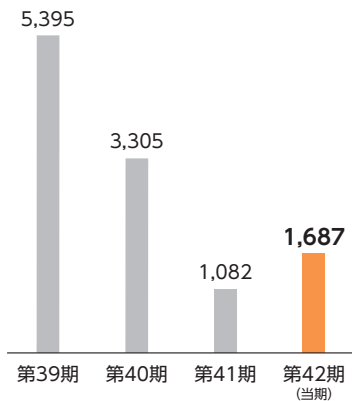
区 分	第 39 期 2021年 3 月期	第 40 期 2022年 3 月期	第 41 期 2023年 3 月期	第42期(当期) 2024年 3 月期
売 上 高 (百万円)	49,684	51,423	55,461	60,783
経 常 利 益 (百万円)	5,395	3,305	1,082	1,687
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,168	2,282	942	796
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	121.95	66.36	27.24	22.87
総 資 産 (百万円)	68,590	74,602	84,316	89,244
純 資 産 (百万円)	34,234	35,753	36,279	37,593
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	950.53	985.46	993.22	1,019.74

- (注) 1 1株当たり当期純利益の計算については、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産の計算については、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
- 2 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

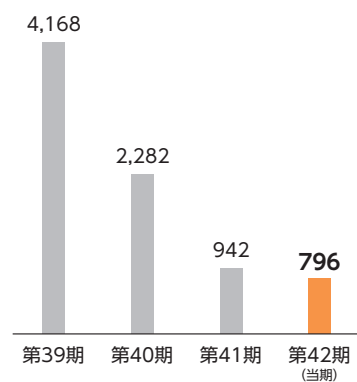
● 売上高 (百万円)



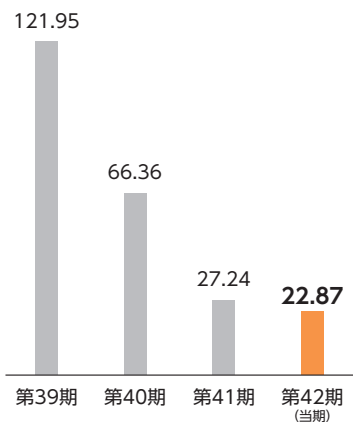
● 経常利益 (百万円)



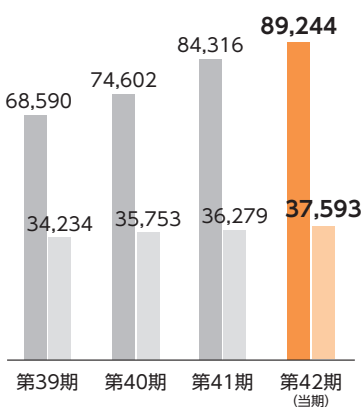
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



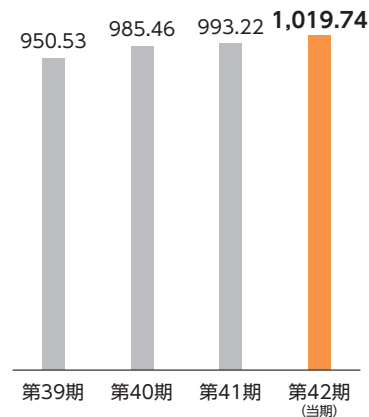
● 1株当たり当期純利益 (円)



● 総資産・純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)





### ③ 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は総額24億88百万円であり、その主なものは新製品関係金型13億49百万円、機械及び装置4億70百万円であります。

また、取引金融機関より長期借入金として85億円の資金調達を行いました。

### ④ 対処すべき課題

今後の経済状況は、コロナ禍から正常な社会経済活動へ回復しつつありますが、頻発する異常気象、欧州や中東における地政学リスク、世界的なインフレの進行及び中国経済の減速等、不透明な状況が継続するものと見込まれます。また、原燃料価格等の高止まりや円安の進行等による諸コスト上昇の一方で、消費者の節約志向は継続しており、経営環境は厳しくなるものと思われまます。このような状況下、以下のとおり対処すべき課題を認識し、諸施策を速やかに実行することにより、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

#### (1) 新製品開発の強化

当グループでは、企画開発部門を継続的な成長のための最重要部門と認識し、人員の拡充や社内教育等により、当該部門の個々の能力向上及び組織力の強化に注力してまいりました。

少子高齢化やグローバル化等、社会環境の変化に伴い価値観やライフスタイルは多様化し、消費者ニーズも多様化しておりますが、コスト環境の厳しくなっている状況下においても、当該ニーズに対応した差別化され利益の生み出せる新製品を迅速に開発可能な体制を構築してまいります。

また、キャラクター製品市場は拡大を続けており、今後さらなる成長が見込まれることから新規キャラクター版権の取得及び製品化に注力するとともに、研究開発やM&A等により、継続成長の新たな核となる製品群の開発に努めてまいります。

#### (2) 営業体制

当グループでは、新規事業への参入等による取扱品目の多様化や取引先からの要望に迅速に対応するため、柔軟で組織横断的な営業体制を構築してまいりました。

今後は、顧客対応の最前線にて各種ニーズと市場動向を把握・分析し、新製品開発に反映させるとともに、科学的データ・予測に基づいた営業提案活動により顧客との信頼関係をさらに厚くしてまいります。また、新製品発表会等の販促活動を通じて新製品を確実に市場に浸透させることにより業容の拡大を図るとともに、収益を生み出す営業体制を構築してまいります。

#### (3) 生産体制

当グループでは、自社グループ工場及び協力工場が協調して生産性や品質の向上に努めるとともに、徹底した防災対策の構築を大前提に、コスト及び環境に配慮した効率的な生産体制の強化に取り組んでまいりました。

円安の進行や原燃料をはじめとする諸コストが高止まりする中、消費者の節約志向や消費者ニーズの多様化に伴う少量多品種化への対応等により、生産コストは増大し続けております。調達先の地域の拡大を伴う新たな協力工場の開拓及び自社グループ工場における設備投資、生産工程改良等により、新製品の迅速な製品化が可能な体制を構築し更なる業

容拡大を図るとともに、あらゆる無駄を排除したコスト削減等により利益率の向上に努めてまいります。

#### (4) 物流体制

当グループでは、ベンダー能力を有するメーカーとして、物流体制の強化に努めてまいりました。

業容拡大に伴う取扱物量の増大が見込まれる中、原燃料の高騰等に伴う運送コストの上昇、労働人口の減少に伴う人手不足及び物流業界における2024年問題への対応等により、物流関連コストは引き続き増大するものと見込まれます。物流拠点の再編や省人化システム導入等による効率化を進め、取扱物量の増大へ対応可能な効率的な物流体制の構築に努めてまいります。

#### (5) コーポレート・ガバナンスの推進

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの強化は必要不可欠であると認識しております。経営の効率性及びリスク管理能力を高め、全てのステークホルダーからの信頼に応えられる透明性と健全性そして遵法性を確保することを目的に、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

#### (6) SDGsへの取り組み

当グループでは、持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、研究開発や製品企画段階から環境への負荷を低減することを意識した製品開発を行っております。

また、公平な評価・処遇制度の充実や健康経営を通じて従業員にとって働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (間接保有含む)	主要な事業内容
上海駿河日用品有限公司	21,940千米ドル	100.0%	日用品の製造及び販売
バルサン(株)	180百万円	100.0%	殺虫剤等の製造
プラマイゼロ(株)	100百万円	75.1%	日用家電・雑貨の製造及び販売

(注) 1 当社の連結子会社は22社であります。

2 上記3社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択しております。

### (3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## ⑥ 主要な事業内容

当グループは、家庭用品、ギフト用品、企業向け販促品等の企画開発・製造・販売を行っております。

## ⑦ 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減(△は減)
946名	18名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## ⑧ 主要な借入先

借入先	借入残高
	百万円
(株) 三菱UFJ銀行	10,962
(株) みずほ銀行	7,808
(株) 三井住友銀行	7,000
(株) 静岡銀行	5,300
(株) SBI新生銀行	3,000
静岡県信用農業協同組合連合会	2,000
(株) りそな銀行	2,000
(株) 京都銀行	1,100
(株) 百十四銀行	1,000
日本生命保険相互会社	1,000

(注) 2024年3月末日現在の借入残高が、10億円以上の金融機関を記載しております。

## ⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業容拡大に必要な設備投資並びに新規事業開拓のための内部留保の充実を勘案したうえで、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。配当につきましては、連結配当性向20%を目処として剰余金の配当を行う方針であります。

当事業年度末配当金につきましては、この方針に基づき1株当たり10円とすることを2024年5月10日開催の取締役会で決定いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 115,565,360株
- ② 発行済株式総数 38,165,340株 (自己株式2,374,092株を含む。)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 34,884名
- ⑤ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,448千株	9.63%
株 式 会 社 工 ス 工 又 興 産	2,546千株	7.12%
青 木 光 男	2,325千株	6.50%
永 守 貴 樹	2,088千株	5.83%
福 山 通 運 株 式 会 社	1,896千株	5.30%
渡 邊 憲 一	1,573千株	4.40%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	1,240千株	3.47%
高 林 滋	1,200千株	3.35%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 )	920千株	2.57%
青 木 勇	840千株	2.35%

- (注) 1 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当社は、自己株式を2,374,092株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託の導入に伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式920千株を含めておりません。
- 3 2024年2月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・インクが2024年2月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
ダルトン・インベストメンツ・インク	9440 West Sahara Avenue, Suite 215 Las Vegas, Nevada 89117, USA	3,276,900株	8.59%

## ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	150,000株	7名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当事業年度において譲渡制限付株式報酬として執行役員9名に24,000株を、使用人6名に16,000株をそれぞれ交付しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
青 木 光 男	代 表 取 締 役 会 長 最 高 経 営 責 任 者 ( C E O )	上 海 駿 河 日 用 品 有 限 公 司 董 事 長 バ ル サ ン (株) 代 表 取 締 役 社 長 プ ラ マ イ ゼ ロ (株) 代 表 取 締 役 相 談 役 ラ イ セ ン ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (株) 代 表 取 締 役 社 長
永 守 貴 樹	代 表 取 締 役 社 長 最 高 執 行 責 任 者 ( C O O )	
渡 邊 憲 一	代 表 取 締 役 員 上 席 副 社 長 執 行 役 員 製 造 本 部 統 括	
青 木 勇	取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 統 括	
貝 方 士 利 浩	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員 兼 管 理 本 部 長	
小 澤 一 壽	取 締 役 常 務 執 行 役 員 企 画 開 発 統 括	
増 田 英 生	取 締 役 常 務 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 ( C F O ) 兼 管 理 本 部 副 本 部 長	プ ラ マ イ ゼ ロ (株) 代 表 取 締 役 会 長
小 澤 輝 久 男	取 締 役 執 行 役 員 業 務 監 査 責 任 者	
北 村 秀 一	取 締 役 ( 常 勤 監 査 等 委 員 )	
坂 口 隆 夫	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	
清 水 敏 允	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	
瀬 口 宇 晴	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	
野 末 寿 一	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	(株) ミ ス ミ グ ル ー プ 本 社 社 外 監 査 役 (株) 赤 阪 鐵 工 所 社 外 取 締 役

- (注) 1 取締役坂口隆夫、清水敏允、瀬口宇晴及び野末寿一は、社外取締役であります。
- 2 取締役坂口隆夫、清水敏允、瀬口宇晴及び野末寿一を、(株)東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届け出ております。
- 3 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、会計監査人及び内部監査室等との連携により臨機応変かつ高度な情報収集を可能とすべく、北村秀一を常勤の監査等委員に選任しております。
- 4 野末寿一は2024年3月27日付で静岡ガス(株)の社外取締役を退任しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、各社外取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で当該責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任の限度額は、金1百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### 4 取締役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により以下のとおり定めております。

##### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、1.基本報酬 2.短期業績連動報酬 3.株式報酬で構成されております。当グループの中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能し、会社経営を通じた各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

基本報酬である月額報酬については、役職毎の役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、取締役及び執行役員としての職位、職責等に応じて各人毎に金額を決定します。

短期業績連動報酬である賞与については、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案し決定しております。賞与の決定に当たっては、各事業年度の財務諸表の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき金額を決定しております。

非金銭報酬である株式報酬は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的とし、2020年6月26日開催の定時株主総会の承認に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約(譲渡制限付株式割当契約)を締結したうえで、取締役としての職位、職責等に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株式価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役の地位から退任または退職する日までの期間としております。



なお、報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針につきましては、具体的な比率は定めないものの、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第36回定時株主総会において年額2,000百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第38回定時株主総会において、株式報酬の額を年額300百万円以内、株式数の上限を年150,000株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第33回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年5月12日開催の指名・報酬諮問委員会において代表取締役会長青木光男に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。

指名・報酬諮問委員会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長より提出された報酬一覧を原案として諮問及び決議を行っているため、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (4) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	496	375	—	121	8
(うち社外取締役)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
取締役(監査等委員)	37	37	—	—	6
(うち社外取締役)	(23)	(23)	(一)	(一)	(5)
計	534	412	—	121	14

## ⑤ 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)野末寿一は、(株)ミスミグループ本社の社外監査役及び(株)赤阪鐵工所の社外取締役を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員)	坂 口 隆 夫	2023年6月28日就任以降開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査等委員会4回全てに出席し、リスク対応管理者としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	清 水 敏 允	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会6回全てに出席し、経営学者としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	瀬 口 宇 晴	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査等委員会6回のうち5回に出席し、デザイナーとしての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	野 末 寿 一	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会6回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

### (3) 社外役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)	当社の子会社からの 役員報酬等
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
社外役員	23	23	—	—	5	—

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### ② 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき故意または重大な過失があった場合を除き、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### ③ 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(上記(1)を含む)	50百万円

(注) 1 監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査報酬と「金融商品取引法」に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはそれらの合計額を記載しております。

3 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、同監査法人による監査を継続することといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>57,455</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,111</b>
現金及び預金	33,001	支払手形及び買掛金	2,242
受取手形及び売掛金	10,686	短期借入金	400
有価証券	470	1年内返済予定の長期借入金	5,303
商品及び製品	9,457	リース債務	108
仕掛品	619	未払法人税等	790
原材料及び貯蔵品	2,317	製品保証引当金	34
その他	907	賞与引当金	404
貸倒引当金	△4	災害損失引当金	35
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,788</b>	その他	2,792
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,296</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>39,539</b>
建物及び構築物	7,831	長期借入金	37,030
機械装置及び運搬具	5,752	リース債務	1,439
土地	5,242	株式給付引当金	269
リース資産	1,344	退職給付に係る負債	312
建設仮勘定	2,036	資産除去債務	27
その他	1,088	繰延税金負債	121
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>465</b>	その他	338
のれん	4	<b>負 債 合 計</b>	<b>51,650</b>
その他	461	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,026</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>32,415</b>
投資有価証券	6,645	資本金	5,491
繰延税金資産	295	資本剰余金	7,236
その他	1,085	利益剰余金	21,655
貸倒引当金	△0	自己株式	△1,967
<b>資 産 合 計</b>	<b>89,244</b>	その他の包括利益累計額	3,143
		その他有価証券評価差額金	2,425
		繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	759
		退職給付に係る調整累計額	△43
		新株予約権	206
		非支配株主持分	1,828
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>37,593</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>89,244</b>

## 連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,783
売上原価		44,590
売上総利益		16,193
販売費及び一般管理費		14,564
営業利益		1,628
営業外収入		
受取利息	57	
受取配当金	98	
業務委託料	59	
助成金収入	66	
その他	147	429
営業外費用		
支払利息	204	
持分法による投資損	56	
為替差	74	
その他	34	370
経常利益		1,687
特別利益		
投資有価証券売却益	60	60
特別損失		
減損損失	15	
固定資産除却損	50	65
税金等調整前当期純利益		1,681
法人税、住民税及び事業税	811	
法人税等調整額	△114	697
当期純利益		984
非支配株主に帰属する当期純利益		188
親会社株主に帰属する当期純利益		796

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>49,156</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,403</b>
現金及び預金	26,865	買掛金	1,403
受取手形	28	1年内返済予定の長期借入金	5,150
電子記録債権	2,348	リース債務	108
売掛金	7,789	未払金	2,055
有価証券	470	未払法人税等	704
商品及び製品	7,948	預り金	38
仕掛品	417	製品保証引当金	28
原材料及び貯蔵品	1,834	賞与引当金	357
前払費用	284	災害損失引当金	35
関係会社短期貸付金	581	その他	521
貸倒引当金	588	<b>固定負債</b>	<b>38,226</b>
	△0	長期借入金	35,900
<b>固定資産</b>	<b>33,467</b>	リース債務	1,439
<b>有形固定資産</b>	<b>19,674</b>	退職給付引当金	158
建物	6,565	株式給付引当金	269
構築物	252	資産除去債務	4
機械及び装置	4,461	その他	453
車両運搬具	45	<b>負債合計</b>	<b>48,629</b>
工具、器具及び備品	900	<b>(純資産の部)</b>	
土地	4,792	<b>株主資本</b>	<b>31,360</b>
リース資産	1,344	資本剰余金	5,491
建設仮勘定	1,312	資本剰余金	7,251
<b>無形固定資産</b>	<b>447</b>	資本準備金	6,949
ソフトウェア	373	その他資本剰余金	301
その他	73	<b>利益剰余金</b>	<b>20,585</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,346</b>	利益準備金	193
投資有価証券	6,310	その他利益剰余金	20,391
関係会社株式	2,446	固定資産圧縮積立金	63
関係会社出資金	2,334	別途積立金	6,205
関係会社長期貸付金	2,290	繰越利益剰余金	14,122
その他の他	1,024	<b>自己株式</b>	<b>△1,967</b>
貸倒引当金	△1,059	評価・換算差額等	2,428
		その他有価証券評価差額金	2,428
		新株予約権	206
<b>資産合計</b>	<b>82,624</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,994</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>82,624</b>

## 損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売	上		高		54,835
売	上	原	価		40,355
売	上	総	利	益	14,480
販	売	費	及	び	12,407
営	業	一	般	管	
営	業	外	理	費	
			利	益	2,073
受	取		収	益	
受	取	配	当	息	59
業	務	受	託	金	98
助	成	金	収	料	27
貸	倒	引	当	入	66
そ		の	戻	額	3
営	業	外	入	他	76
			費	用	
支	払		利	息	199
為	替		差	損	67
そ		の		他	7
経	常		利	益	2,129
特	別		利	益	
投	資	有	価	証	
特	別		券	売	
			却	益	60
			損	失	
関	係	会	社	出	
貸	倒	引	当	金	
そ		の	繰	入	
			入	額	145
			他	額	522
				他	21
					689
税	引	前	当	期	
法	人	税	、	住	
法	人	税	等	調	
当	期	純	利	益	
			業	税	1,500
			整	額	
			額		589
			益		911



# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

レック株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

レック株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

レック株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 北村 秀一 ㊟

監査等委員 坂口 隆夫 ㊟

監査等委員 清水 敏允 ㊟

監査等委員 瀬口 宇晴 ㊟

監査等委員 野末 寿一 ㊟

(注) 監査等委員坂口隆夫、清水敏允、瀬口宇晴及び野末寿一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当グループのコーポレート・ガバナンス体制の充実の観点から取締役会の監督機能強化のため、監査等委員である取締役の員数を5名から7名に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第17条 ① 当社の取締役は15名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 ① 当社の取締役は15名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。

## 第2号議案

## 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役以外の取締役全員(8名)は任期満了となりますので、監査等委員である取締役以外の取締役7名の選任をお願いするものがあります。

監査等委員である取締役以外の取締役の候補者は次のとおりであります。



生年月日

1949年9月22日生

所有する当社株式の数

2,325,132株

1

あおき みつお

青木 光男

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年4月 ジェーアイシー(株)入社
- 1983年3月 当社設立 代表取締役社長
- 2003年9月 旧レック(株)代表取締役社長
- 2008年11月 レックインターナショナル(株)(現ライセンスインターナショナル(株))代表取締役社長(現任)
- 2009年6月 上海駿河日用品有限公司董事長(現任)
- 2009年6月 当社取締役
- 2009年10月 当社代表取締役社長
- 2013年6月 当社代表取締役会長最高経営責任者(CEO)(現任)
- 2017年6月 プラマイゼロ(株)代表取締役相談役(現任)
- 2018年12月 バルサン(株)代表取締役社長(現任)

### 取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、代表取締役会長最高経営責任者(CEO)として様々な企業経営者との積極的な交流を深め、業容拡大の推進役を担っております。また、営業・新製品開発分野をはじめ当社の様々な部門に精通し、強いリーダーシップを発揮してまいりました。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。





生年月日

1952年1月24日生

所有する当社株式の数

1,573,800株

## 2 わたなべ のりかず 渡邊 憲一

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 9月 ジェーアイシー(株)入社
- 1983年 3月 当社設立 取締役製造部長
- 2006年 6月 当社代表取締役社長兼製造本部長
- 2009年10月 当社取締役副社長兼製造本部長
- 2013年 6月 当社代表取締役副社長執行役員製造本部長
- 2019年 3月 当社執行役員製造・物流責任者
- 2019年 6月 当社取締役執行役員製造本部統括
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長上席副社長執行役員製造本部統括
- 2021年 6月 当社代表取締役上席副社長執行役員製造本部統括(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で生産、物流及び品質管理部門を統括し豊富な経験と実績を有しております。2019年6月より取締役執行役員製造本部統括として急増する生産及び複雑化する物流に対処することで、大きく業績向上に貢献しております。引続き代表取締役として取締役会の意思決定機能を強化することを期待し、取締役候補者いたしました。



生年月日

1954年7月8日生

所有する当社株式の数

840,000株

## 3 あおき いさむ 青木 勇

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年11月 バニヤンインポート(株)入社
- 1983年 3月 当社設立 取締役
- 2004年 6月 当社常務取締役
- 2006年 6月 当社専務取締役営業本部長
- 2013年 6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長
- 2015年 6月 当社専務取締役専務執行役員営業第2本部長
- 2019年 3月 当社取締役副社長執行役員営業本部統括(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で営業部門を統括し、豊富な経験と実績を有しております。2019年3月より取締役副社長執行役員営業本部統括として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1960年9月20日生

所有する当社株式の数

103,000株

## 4 かいほうし としひろ 貝方士 利浩

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 田淵電子工業(株)入社
- 2001年4月 田淵電機(株)入社
- 2005年6月 同社代表取締役社長
- 2019年2月 当社入社
- 2019年3月 当社専務執行役員新規事業責任者
- 2019年6月 当社専務取締役専務執行役員新規事業統括兼総務部長
- 2020年6月 当社専務取締役専務執行役員兼管理本部長
- 2021年6月 当社取締役専務執行役員兼管理本部長(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年企業経営に携わり各分野において高い見識を有しているとともに、経理、電算及び経営企画等の各部門を歴任し実務者としての実績を有しております。2021年6月より取締役専務執行役員兼管理本部長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1956年1月18日生

所有する当社株式の数

180,200株

## 5 おざわ かずとし 小澤 一壽

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年8月 (株)駿河中央研究所(現フレンド(株))入社
- 1991年9月 当社入社 企画部長
- 1994年11月 当社取締役企画部長
- 2006年6月 当社常務取締役企画本部長
- 2013年6月 当社常務取締役執行役員開発本部長
- 2020年6月 当社常務取締役常務執行役員企画開発統括兼企画開発本部長
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員企画開発統括兼企画開発本部長
- 2022年2月 当社取締役常務執行役員企画開発統括(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で研究開発部門を統括し、新製品開発分野における豊富な経験と実績を有しております。2022年2月より取締役常務執行役員企画開発統括として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1965年3月22日生

所有する当社株式の数

53,000株

## 6 ますだ ひでお 増田 英生

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 スター精密(株)入社  
1997年4月 当社入社  
2000年1月 当社経理部長  
2006年6月 当社取締役経理部長  
2008年7月 当社取締役最高財務責任者兼経理部長  
2013年6月 当社取締役執行役員最高財務責任者(CFO)兼経理部長  
2020年6月 プラマイゼロ(株)代表取締役会長(現任)  
2021年4月 当社取締役執行役員最高財務責任者(CFO)兼管理本部副本部長  
2021年6月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者(CFO)兼管理本部副本部長(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で経理及び財務部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2021年6月より取締役常務執行役員最高財務責任者(CFO)兼管理本部副本部長として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

## 7 おざわ きくお 小澤 輝久男

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年9月 東海澱粉(株)入社  
1991年2月 当社入社  
1999年4月 当社海外事業部長  
2000年6月 当社取締役製造本部海外事業部長  
2003年6月 当社監査役  
2008年6月 当社取締役  
2013年6月 当社取締役執行役員海外室長  
2018年6月 当社取締役執行役員業務監査責任者(現任)

### 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社で海外事業分野に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2018年6月より取締役執行役員業務監査責任者として担当部門の責任者の業務を執行するとともに当社経営陣幹部としてリーダーシップを発揮しております。今後も引き続き取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1958年7月22日生

所有する当社株式の数

87,000株

- ■ ■
- (注) 1 取締役候補者青木光男氏は、プラマイゼロ㈱の代表取締役相談役を、取締役候補者増田英生氏は代表取締役会長をそれぞれ兼務し、当社は同社との間に製品売買等の取引関係があります。
- 2 取締役候補者青木光男氏は、ライセンスインターナショナル㈱の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に商標権等の使用許諾等の取引関係があり、資金貸付を行っております。
- 3 その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 4 所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在のものであります。
- 5 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6 連結子会社であったレック㈱(表中、旧レック㈱という。)は2009年10月1日付で当社に吸収合併されました。

## 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

独立した客観的な立場から当社の経営を監督するとともに会社の持続的な成長と企業価値の向上を促す人材を招聘し、その助言を当社の経営に活かすため、当社の規模、事業の多様化、当社を取り巻く事業環境等を勘案し、第1号議案が承認され監査等委員である取締役の員数が増加することを条件に、監査等委員である取締役を2名増員するものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1940年11月29日生

所有する当社株式の数

—

1 ながの きよし  
**永野 紀吉**

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 2月 日興証券(株)(現S M B C日興証券(株))常勤取締役
- 2004年 12月 (株)ジャスダック証券取引所(現(株)東京証券取引所)代表取締役会長兼社長
- 2005年 6月 同最高顧問
- 2007年 6月 信越化学工業(株)社外監査役
- 2012年 6月 当社監査役
- 2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)
- 2017年 6月 (株)S B I証券社外取締役(現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり証券市場を中心として企業経営に携わってこられた経歴で培われた豊富な知見等を、当社の社外取締役としての業務に活かし適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



生年月日

1978年5月3日生

所有する当社株式の数

—

2

へんみ かよ  
逸見 佳代

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 検事任官
- 2012年4月 東京法務局訴務部付検事
- 2016年4月 東京地方検察庁検事
- 2016年12月 検事退官
- 2016年12月 弁護士法人大江橋法律事務所入所(現任)
- 2018年5月 東京弁護士会公益通報者保護特別委員会(現任)
- 2017年6月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師(現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

検事及び弁護士を歴任し、法律に関し専門的な知識・経験等を有しておられます。その知識・経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督機能やコーポレートガバナンスの強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しました。

- (注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 永野紀吉氏、逸見佳代氏は法令に定める社外取締役候補者であります。
- 3 永野紀吉氏は当社の社外取締役であったことがあります。
- 4 永野紀吉氏、逸見佳代氏が選任された場合は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 5 当社は、各社外取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。同候補者が選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告「3.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
- 6 所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在のものであります。
- 7 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ご参考

## 取締役のスキルマトリクス

本株主総会における第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

氏名	地位及び担当	経営・事業戦略	営業・マーケティング	生産・品質管理	商品開発	財務・会計	法務・ガバナンス・リスクマネジメント
青木光男	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO)	○	○	○	○	○	○
渡邊憲一	代表取締役 上席副社長執行役員 製造本部統括	○	○	○	○		
青木勇	取締役 副社長執行役員営業本部統括	○	○		○		
貝方士利浩	取締役 専務執行役員 兼管理本部長	○		○		○	○
小澤一壽	取締役 常務執行役員企画開発統括	○	○	○	○		
増田英生	取締役 常務執行役員最高財務責任者(CFO) 兼管理本部副本部長	○				○	○
小澤輝久男	取締役 執行役員業務監査責任者	○		○			○
北村秀一	取締役(常勤監査等委員)	○		○	○		
清水敏允	社外取締役(監査等委員)	○					○
永野紀吉	社外取締役(監査等委員)	○					○
坂口隆夫	社外取締役(監査等委員)						○
瀬口宇晴	社外取締役(監査等委員)	○			○		
野末寿一	社外取締役(監査等委員)						○
逸見佳代	社外取締役(監査等委員)						○

## 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)の継続の件

当社は、2021年6月29日開催の当社定時株主総会にて「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「本対応方針」といいます。)につき株主の皆様のご承認をいただきましたが、本対応方針の期限は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上といった観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討をしております。その結果、経済産業省から2023年8月31日付で公表された「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を踏まえ、文言の整理等の軽微な修正をしたうえで、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続することを2024年5月10日開催の取締役会において決定しましたのでご承認をお願いいたしますと存じます。

なお、本対応方針の継続を決定した取締役会には、社外取締役4名を含む当社監査等委員である取締役5名全員が出席し、本対応方針は当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

本対応方針の内容は、次のとおりであります。



## 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する取組み

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社は創業以来、「お客様が感動する製品を一生懸命開発する」という経営理念のもと、市場ニーズ・トレンドを的確にキャッチアップし、さらに低価格で生産し値頃感のある価格にて提供することにより「便利で安くて美しい製品」を生み出して参りました。

このような高付加価値を追求する経営理念に基づく経営努力によって、当社は特許権・実用新案権・商標権・意匠権等多くの工業所有権を獲得しております。

また、当社は現在10,000アイテムに及ぶ多数の製品を世の中に送り出しておりますが、日用品業界も、色・デザイン等のトレンド及び季節感を反映した製品の比重が益々高まっており、業容の拡大のためには質量とも優れた新製品を、時機を逸することなく発売し続けていかなければなりません。

当社グループでは、冒頭で述べたとおり市場のニーズ・トレンドを的確にキャッチアップし、さらに値頃感のある価格で提供することによりお客様が感動する製品を企画開発すべく努力して参りましたが、消費者の時期的な要求にも柔軟に対応できるよう企画段階から新製品の市場投入までの期間の短縮、社員各自の能力強化を図るとともに、他部門とのコミュニケーションを緊密にすることにより、企画開発期間の効率化を図る必要があります。

また当社グループはファブレスメーカーとして、多くの優秀な外注工場の協力の下、業容を拡大して参りましたが、今後は製品化までの期間短縮とともに、更なるコストダウンを図る必要があります。

加えて、2009年以降自社工場の建設等生産設備の増強に注力してきたことから、多品種少量の顧客ニーズに対応するとともに効率的な生産体制の確立を図ることも重要です。

このように当社の事業は、社員の約30%が所属する企画開発部門を中心に、製造部門・営業部門・管理部門が一体となった社内体制及び協力工場を始めとする多くの取引先、顧客等のステークホルダーの皆様との間に築かれた信頼関係があつてこそ遂行できるものであり、また中長期的視点に立った安定経営を行うことができ、より一層の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が実現できるものと考えております。

## (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社はいかなる経営環境にあつても、経営理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのために経営環境の変化に対応した最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。

また、当社は企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、コーポレート・ガバナンス強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンス体制については、経営の意思決定機関として「取締役会」と「経営会議」の2つの機関がありますが、法令遵守の観点から取締役各々がコーポレート・ガバナンスへの理解を深め、検証・牽制機能が高まるように努めております。加えて、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化の観点から、当社は、経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能の強化を図り、また、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、2015年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員である取締役5名のうち4名は、当社と利害関係のない社外から選任して独立性を確保し、牽制機能をより一層充実させております。その他のコーポレート・ガバナンス体制強化の取組みとして、内部監査室を中心として法令遵守の更なる強化と業務の厳正化に努めております。

さらに、株主の皆様に対しましては、市場によるチェック機能といった観点を含め、経営情報の適時開示に努め、経営の透明性を高めて参ります。

### 3. 本対応方針の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本対応方針を継続することといたしました。

本対応方針は、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応方針においては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、第三者委員会規程(その概要については別紙1をご参照下さい。)に従い、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会(以下、「第三者委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本対応方針継続時における第三者委員会には、別紙2に記載の3氏により構成される予定です。

なお、2024年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本対応方針の内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本対応方針に係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本対応方針は以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本対応方針に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(iii)買付者等が提案する大規模買付け等の概要(買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト(以下、「当初情報リスト」といいます。)を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討(下記④)を行うものとします。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i)買付者等及びそのグループ(共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。



- (ii)大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)
- (iii)大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv)大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v)大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を第三者委員会に提供し、第三者委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(i)対価を現金(円価)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

但し、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会及び第三者委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する第三者委員会の勧告

第三者委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、第三者委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるとします。なお、第三者委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しない場合

第三者委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii)買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合

第三者委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本対応方針に規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為が別紙4に掲げるいずれかの類型に該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしめます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び第三者委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとしめます。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本対応方針に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとしめます。



## (2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で第三者委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本対応方針が廃止又は本対応方針の内容について、当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 5. 本対応方針の合理性

### (1) 買収への対応方針に関する指針等の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

なお、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容及び定める3つの原則(企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則)に十分配慮したものとなっております。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、上記3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記4. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の継続に当たり、引き続き、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として第三者委員会を設置します。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ第三者委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) デッドハンド型若しくはスローハンド型の対応方針ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、デッドハンド型の対応方針(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針)ではありません。

また、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、本対応方針はスローハンド型の対応方針(取締役会の構成員を交代させることによりその発動を阻止することに時間を要する対応方針)でもありません。

### 6. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

■ ■ ■

なお、上記4. (1)に記載の通り、買付者等が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

### 第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 第三者委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、第三者委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 第三者委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該第三者委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 第三者委員会は、当社代表取締役又は各第三者委員会委員が招集する。
5. 第三者委員会の議長は、各第三者委員会委員の互選により選定される。
6. 第三者委員会の決議は、原則として、第三者委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、第三者委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該第三者委員会委員を除く第三者委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 第三者委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2)本対応方針に係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3)本対応方針の廃止及び変更
  - (4)その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に第三者委員会に諮問する事項各第三者委員会委員は、第三者委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 第三者委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、第三者委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 第三者委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

第三者委員会委員の略歴(五十音順)

嶋田 晃 (しまだ あきら)

1972年 4月 神奈川ダイハツ販売(株)入社

1983年 3月 当社監査役

1991年 4月 横須賀市議会議員

2002年 3月 当社監査役(退任)

清水 敏允 (しみず としよし)

2003年 4月 神奈川大学名誉教授

2003年 6月 当社監査役

2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

瀬口 宇晴 (せぐち うはる)

1977年 4月 商工美術(株)入社

1981年 8月 (有)アートビジネス入社

1998年 12月 (株)ユーダッシュ設立代表取締役社長

2009年 6月 当社監査役

2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上



## 当社の大株主の株式保有状況

2024年3月31日現在

	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,448千株	9.63%
2	株式会社 エスエヌ興産	2,546千株	7.12%
3	青木光男	2,325千株	6.50%
4	永守貴樹	2,088千株	5.83%
5	福山通運株式会社	1,896千株	5.30%
6	渡邊憲一	1,573千株	4.40%
7	THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	1,240千株	3.47%
8	高林滋	1,200千株	3.35%
9	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	920千株	2.57%
10	青木勇	840千株	2.35%
	計	18,077千株	50.51%

- (注) 1 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2 当社は、自己株式を2,374,092株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託の導入に伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式920千株を含めておりません。  
 3 2024年2月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・インクが2024年2月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
ダルトン・インベストメンツ・インク	9440 West Sahara Avenue, Suite 215 Las Vegas, Nevada 89117, USA	3,276,900株	8.59%

以上



当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社

取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、非適格者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

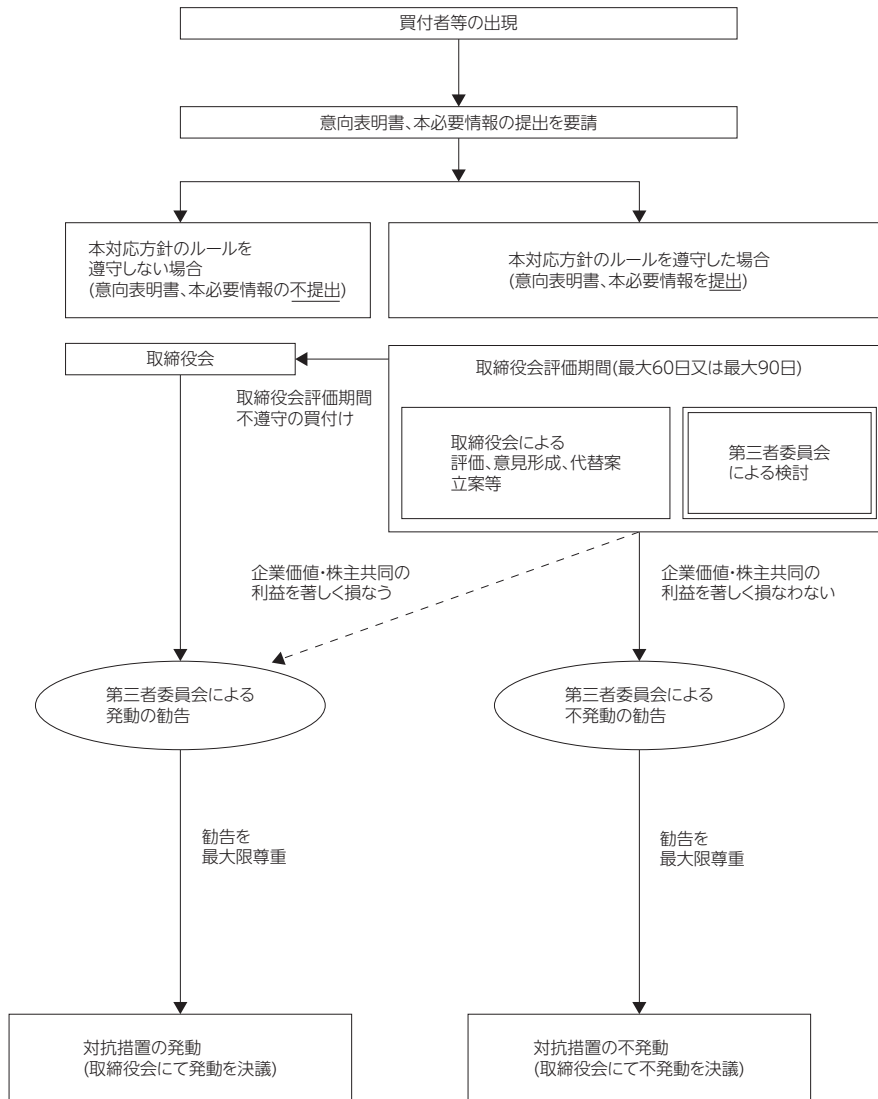
以上

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

### 本対応方針の手続きに関するフロー図



以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル東京 本館中2階「光の間」

電話：03-3504-1111（代表）



## 交通

J R

「有楽町駅」山手線・京浜東北線 日比谷口から徒歩5分

「新橋駅」山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線 日比谷口から徒歩7分

地下鉄

「日比谷駅」○東京メトロ日比谷線・●千代田線・○都営地下鉄三田線 A13出口から徒歩3分

「内幸町駅」○都営地下鉄三田線 みずほ銀行東京営業部方面出口から徒歩3分

「銀座駅」○東京メトロ銀座線・●丸の内線・○日比谷線 C1出口から徒歩5分

「新橋駅」○東京メトロ銀座線 7出口から徒歩9分、○都営地下鉄浅草線A2出口から徒歩12分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

# レック株式会社

（本總會に関するお問い合わせ先）03-3527-2150（会社代表）

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。